



東京都計量検定所

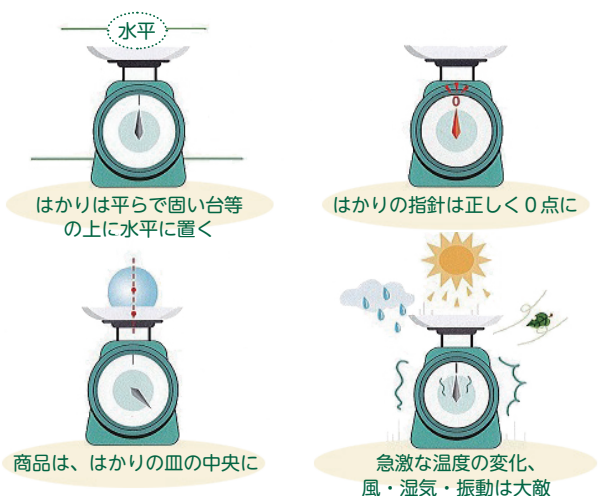
東京都生活文化局に設置された計量行政機関。都民の暮らしを守るため、正しい計量の確保を目的として、計量法に基づきさまざまな業務を行っている。より詳しい情報は、東京くらしWEBの東京都計量検定所ウェブサイト(<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryo/>)、右QRコードへ。



今回は最終回です。東京都計量検定所によく寄せられる質問や疑問のうち、連載で扱わなかった身近な事例の一部を紹介します。

Q はかりの正しい使い方を教えて！

A はかりは、下図に示す事項に注意して正しく使いましょう。



Q 食料品の内容量を確認するには？

A 皆さんが日常購入する食料品の内容量は、一般的に次の方法で確認しています。

- ① 購入した商品を包装されたそのままの状態^{みながけりょう}で計量する(この計量値を皆掛量という)。
- ② 肉や魚など商品の内容物を包装材(袋・トレイ・ラップ・紙箱など)から取り出す。
- ③ 内容量に含まない包装材と添え物(ワサビやタレ、飾りの部材など)などに付着したドリップ^{ふうたいりょう}などの水分や肉片などの付着物をすべて取り除く。
- ④ ③の重さ(風袋量という)を計量する。
- ⑤ ①の皆掛量から④の風袋量を引くと内容量が求められる(この値を実量という)。



食料品は、内容量に含むドリップ、調味液などの水分や油、微小な肉片などが包装材に付着して残り、内容量だけを直接正確にはかることが困難なので、この方法で行います。ここで重要なのは、③の包装材や添え物から水分や付着

物を完全に取り除くことです。

一般的に立ち入り検査で量目の不足が発生する主な原因は、以下のとおりです。

1. 風袋量の間違い：計量時にトレイ、容器、添え物などの風袋量を引き忘れたり、間違っ引いたりすることが多くみられる。包装容器等の変更時に計量器の風袋量の設定を変更し忘れることが多い(立入検査で指摘される事項の約70%)。
2. 水分の蒸発等による自然減量：青果や総菜に多くみられる。長期保管による乾燥や高温による蒸発が原因(立入検査で指摘される事項の約20%)。
3. 計量器の不適切な使用や粗雑な計量等：ラベルの貼り間違いやはかりの載せ台に異物が接触。

Q タクシーの運賃が毎回違うのはなぜ？

A タクシーで駅前から自宅まで同じ道を走ったにもかかわらず、支払う運賃が違うことがありますよね。これは、一般のタクシー運賃が距離だけで決まるのではなく、時間距離併用制という、速度が10km/h以下の走行が一定時間続くと距離に加えて時間の経過で料金が上がる運賃制度だからです。走行中に渋滞でノロノロ運転したり、信号で何度も停車したりするとその分運賃が上乘せになります。また、深夜・早朝割増という運賃もあります。タクシーメーターは、各都道府県の計量検定所で1年に1度「装置検査」を受け、これに合格した、正しく距離を計量するメーターだけが営業に使用されています。

Q 宝石のカラットはSI単位じゃないの？

A 質量のSI単位はkgです。宝石の質量の計量に使用される「カラット(ct)」という単位はSI単位ではありませんが、宝石を取引する際の計量に古くから国際的に使用されています(1ct=200mg)。そのため、計量法では宝石の質量の計量の用途に限りその使用を認めています。カラット以外にも真珠の計量に日本の「もんめ」、金貨の「トロイオンス」、血圧の「mmHg」、人の摂取熱量の「カロリー」、航海の「海里」などが用途を限定して使用が認められています。

ちなみに、「カラット」は古代エジプトやアラ

ビアで生まれた単位で、分銅として約0.2 gの重さで粒が揃ったキヲト豆(いなご豆)を使用していたのが語源といわれています。

Q ビール瓶も計量器って本当?

A ビール瓶、日本酒の一升瓶などある高さまで液体商品を満たした場合に正しい量となるよう法の規定に従い製造された透明または半透明のガラス製容器を「特殊容器」といいます。

特殊容器は正確には計量器ではありませんが、図のビール瓶のように「特殊容器の表示」が容量の表示とともに付された容器は、規定の高さに指定の液体が充填されていれば記載された容量があるとみなされます。これらの瓶はリターナブル瓶とも呼ばれ、環境面からも注目されています。



Q 計量士になるには、どうしたらいいの?

A 「計量士」は、一定の計量知識・技術を有する者に計量制度の職務を分担させ、自主計量管理の推進を図り、適正な計量の実施を確保することが目的の国家資格です。計量器の整備、正確な計量の保持、計量方法の改善その他適正な計量を確保するために必要な処置を講ずることが職務で、①一般 ②環境の濃度関係 ③騒音・振動関係の3種類に区分されています。

計量士の資格取得は、次の方法があります。詳細はお近くの計量検定所にお尋ねください。

(1) 国家試験コース

計量士国家試験(年1回)に合格し、実務経験など所定の登録要件を満たすことで取得する方法

(2) 資格認定コース

国立研究開発法人産業技術総合研究所計量研修センターにおける一定の教習課程を修了し、所定の認定要件を満たすことで計量行政審議会の資格認定(年2回)を受け取得する方法

Q 取引・証明の計量の具体例は?

A 第6回*で解説した取引・証明の具体例を紹介します。

取引に該当

- ・ 食料品の販売に際しての質量の計量
- ・ ガソリンや灯油の販売に際しての体積の計量
- ・ タクシーの料金算出に際しての距離の計量
- ・ 服地販売に際しての長さの計量
- ・ 宅配便の料金算定の際の質量および長さの計量

- ・ 店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量
- ・ 集合住宅や賃貸ビルでの料金徴収のための電気、ガス、水道などの子メーターによる計量

取引に非該当

- ・ 製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量(材料の調合、長さのチェック等)
- ・ 家庭内での計量(日曜大工、調理の際の計量)
- ・ 友人間等での単発の物品のやり取りの際に行う計量(業務上とは認めがたいもの)
- ・ たまたま隣人に米を分ける際に行う計量

証明に該当

- ・ 自治体が公表のために行う大気濃度等の計量
- ・ 国税庁の酒税賦課目的のアルコール濃度計量
- ・ 土地の登記に際して行う面積の計量
- ・ 行政への報告のために工場が行う排水の計量
- ・ 法令に基づく健康診断で行われる体重測定
- ・ 検察庁における実地検証のための計量

証明に非該当

- ・ 自分の健康管理のための体重測定
- ・ 研究所等が内部的に行う各種の計量

その他、本来は証明ではありませんが、「鉄道車両の運行に関する圧力の計量」「高圧ガスの製造に関する温度の計量および圧力の計量」は車両・船舶の運行または火薬、ガスその他の危険物の取り扱いに関し人または財産に対する危険防止のため、証明と見なして規制しています。

Q 環境の計量について教えて!

A 昭和40年代の公害問題の深刻化を契機に、騒音・振動・汚染(汚濁)濃度の環境に関する法規制が行われました。計量法においても昭和40年代後半に、環境計量器の検定開始、計量証明事業者および計量士制度に環境区分を追加する改正を実施しました。その後、2001年には当時問題となったダイオキシンなどの極微量物質の計量証明事業への対応を図るため、新たに特定濃度の区分を追加しています。

Q 不適正な計量を見つけた場合には?

A 不適正と思われる計量の事例を見つけたときは、お住まいの都道府県の計量検定所や消費生活センター等にご相談ください。内容によっては、対象事業者への立入検査などを実施して状況を確認し、必要に応じ指導を行います。ご相談の際には、当該事例について日時、場所、商品、計量器、確認方法などを具体的にお伝えいただくと円滑な処理が可能となります。

* ウェブ版「国民生活」2019年9月号「計量の世界」http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201909_10.pdf